

元宿一丁目・二丁目地区の地区計画

◆地区整備計画

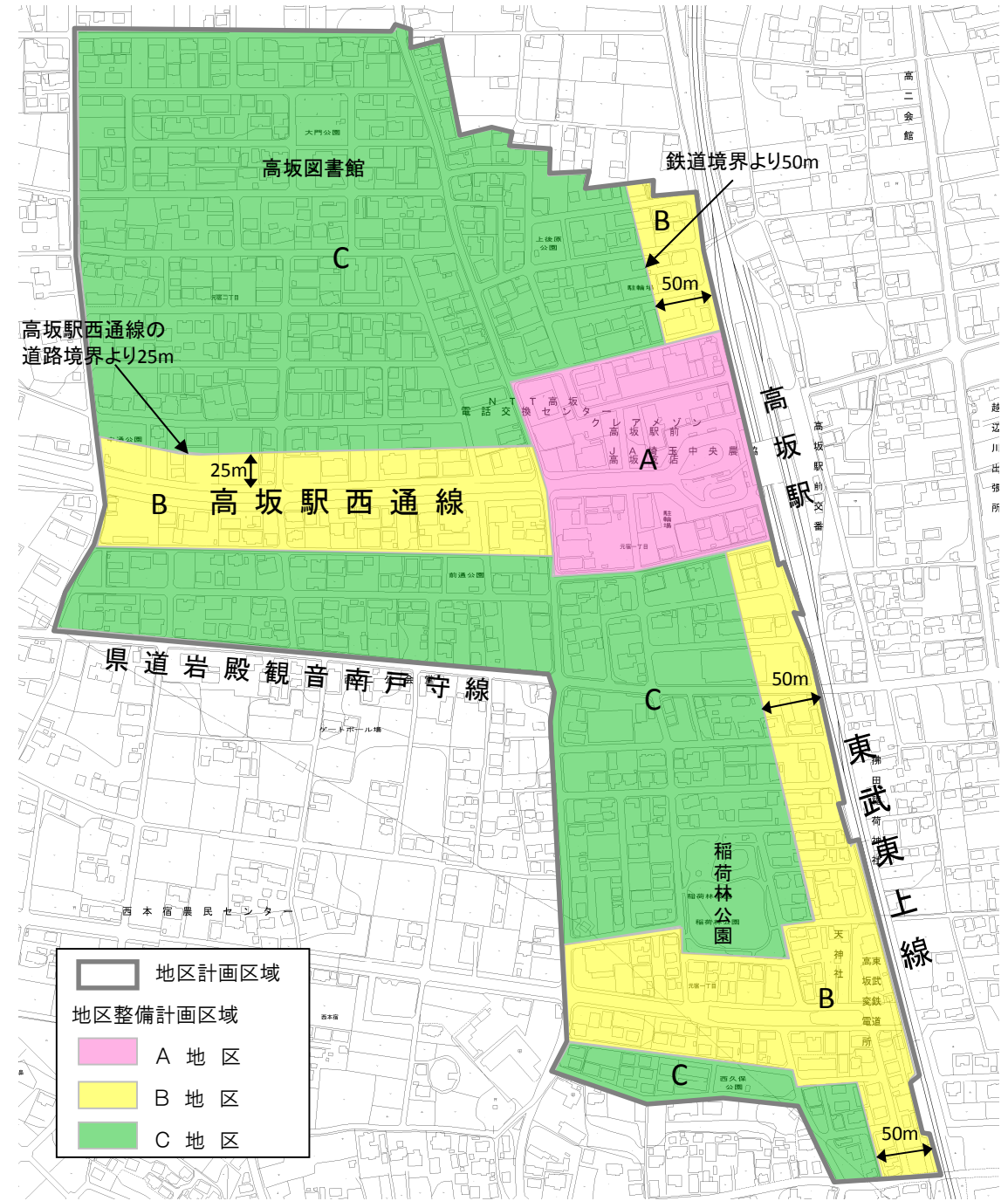
当初決定:昭和62年8月15日 東松山市告示第121号
最終変更:平成11年4月1日 東松山市告示第93号



建築物等に関する事項

地区の区分 (用途地域)	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第一種住居地域・ 第二種住居地域)	C地区 (第一種中高層住居 専用地域)
区分の面積	約3.5ha	約9.2ha	約26.2ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 1階が居住若しくは工場用に供する建築物(駅前広場及び都市計画道路高坂駅西通線に面する敷地に限る) (2) 付属倉庫(床面積の合計が、15㎡以下のものに限り)以外の倉庫 (3) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎		
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡		
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車庫の柱を除く)の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。 駅前広場及び都市計画道路高坂駅西通線に面する部分については道路境界線から1.5m以上とする。 但し、駅前広場及び都市計画道路高坂駅西通線に接する敷地間の隣地境界にあっては適用しない。		
建築物等の高さの最高限度	—		12m
建築物等の形態又は意匠の制限	駅前広場及び都市計画道路高坂駅西通線に面する建築物の壁面の色彩は茶系統若しくは白系統を基調とする。 屋外広告物は美観風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。	都市計画道路高坂駅西通線に面する建築物の壁面の色彩は茶系統若しくは白系統を基調とする。 屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例第7条第2項に該当するものに限る。又、美観風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。	—
垣又はさく等の構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1) 生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2) 敷地盤面からの高さが1.5m以下の竹垣、板さく。ただし、道路境界に設けるものについては、道路側に植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 (3) 敷地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで、基礎の高さが60cm以下のもの。ただし、道路境界に設けるものについては、植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 (4) 敷地盤面からの高さが1.5m以下のブロック塀等。ただし、道路境界に設けるものについては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 ただし、駅前広場及び都市計画道路高坂駅西通線に面する部分には、かき又はさくは設置しないものとする。		

■地区区分図



かき又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm以上後退させて植栽します。

(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。

(2) (4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m以上とします。

